

## 第 51 類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

### 注

- 1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
  - (a) 「羊毛」とは、羊又は子羊の天然繊維をいう。
  - (b) 「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）や  
く、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）ビーバー、ヌートリヤ又はマスカラットの毛及  
びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。
  - (c) 「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造  
用の獣毛（第 05.02 項参照）及び馬毛（第 05.11 項参照）を除く。

### 備考

- 1 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。